

指定都市議会基本条例（目的）一覧

基本パターン

「この条例は、～することにより、～を図り、もって～することを目的とする。」
（目的、達成手段のほかに、より高次の目的を定める）

●北九州市議会基本条例

第1条 この条例は、（達成手段） 地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会に関する基本的な事項を定めることにより、（目的） 市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって（より高次の目的） 市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

●さいたま市議会基本条例

第1条 この条例は、さいたま市議会（以下「議会」という。）及びさいたま市議会議員（以下「議員」という。）の責務、活動の原則、組織、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係等について明らかにするとともに、自主的かつ自律的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。

●川崎市議会基本条例

第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

●新潟市議会基本条例

第1条 この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。

●名古屋市議会基本条例

第1条 この条例（以下「議会基本条例」という。）は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げることを目的とする。

●広島市議会基本条例

第1条 この条例は、本市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、議会及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確にこたえ、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

●静岡市議会制度等検討会（案）

第1条 この条例は、議会の基本理念、議会及び議員の活動方針並びに議会運営に関する基本的事項等を定めることにより、住民の代表機関としての議会が、市民の視点に立った議会改革を行い、もって市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与することを目的とする。

協議事項

達成手段

「この条例は、～することにより、」

目的

「～を図り、」

より高次の目的

「もって～することを目的とする。」

(目的)

第1条 この条例は、

することにより、

を図り、

もって

することを目的とする。